



**藤沢村岡線（村岡隧道から県道312号（田谷藤沢））
に矢羽根マークを設置しました！**



矢羽根マーク  とは？

- 自転車の走行場所と進行方向を示す青色の路面マークのことです。
- 自転車利用者は、矢羽根マークを目印に原則「車道の左側通行」をお願いいたします。
- 矢羽根マーク設置区間では、自動車やバイクと混在しますので、お互いに注意して通行しましょう。



村岡隧道内の自転車の通行方法は？



自転車は「車両」です。歩道の通行は原則できません。

- 村岡隧道の**車道**を通行する場合は、「車道の左側通行」をお願いいたします。また、隧道内は昼間でも暗くなっていますので、自動車に注意して通行をお願いいたします。
- 村岡隧道の**歩道**を通行する場合は、自転車はおりて通行してください。多くの歩行者が利用しますので、ご協力をお願いいたします。

地域の皆様には、今後とも交通ルールを守り、安全・安心な通行を心がけていただくよう、お願いいたします。

※**自転車安全利用五則**も併せて確認ください。（※裏面参照）

【案内図】



【完成写真】



【担 当 課】藤沢市役所 道路整備課

電話番号 0466-50-3547(直通)

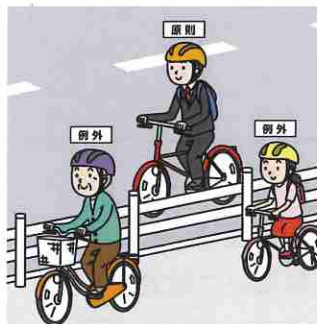


再確認！自転車に乗るときのルール

自転車安全利用五則



1. 自転車は車道が原則、歩道は例外



自転車は「軽車両」です。車道を通行しましょう。

※運転者が13歳未満や70歳以上、身体に障がいがある方や、「自転車及び歩行者専用」の標識（右図）がある歩道では、自転車で歩道を通行することができます。

（その場合でも歩行者優先）



2. 車道は左側を通行



車道の左端を通行し、右後ろから来る車にも注意しましょう。

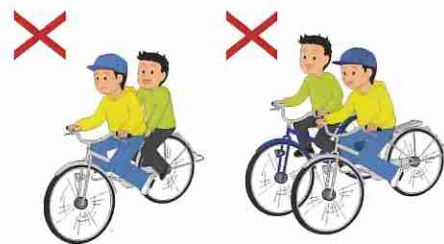
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行



歩道を通行するときは、歩行者の通行を妨げないようにしましょう。歩行者の通行を妨げるおそれがある場合は、一時停止もしくは自転車を降りて押して歩きましょう。

4. 安全ルールを守る

◎ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止



◎ 夜間はライトを点灯



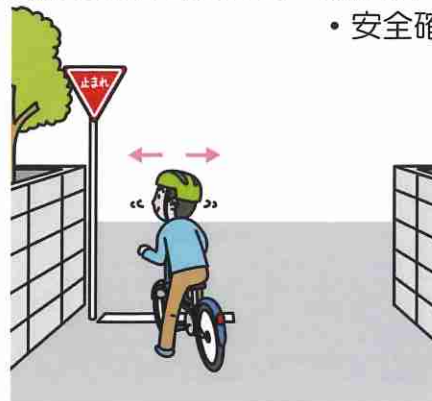
ライトのほか、自転車の側面に反射材をつけましょう。

5. 子どもはヘルメットを着用



子どもが自転車に乗るときや、子どもを補助いす等に同乗させるときは、安全確保のために保護者が積極的にヘルメットを着用させましょう。

◎ 交差点での信号遵守と一時停止
・安全確認



◎ 自転車運転中の携帯電話、イヤホン等の使用の禁止

◎ 傘さし運転の禁止

事務担当 防犯交通安全課

電話 0466-50-8250（直通）